郵送による入札について

　本案件は、入札書の提出を郵送による方法で行います。以下の点に注意し、入札書を提出してください。

１．入札書の提出方法

　（１）入札書の記載の注意事項

　　　入札参加資格登録している所在地、代表者名等を記載し、届出済の使用印を押印すること。

　　　　※入札書は出力したものに手書（ゴム印含む）で作成したものでもデータ入力し出力されたものでも必要な項目全てに記載があり、届出済の使用印が押印されていれば有効になります。

※入札参加資格申請時等に委任先を登録している場合は、委任先の代表者等です。

※今回の入札は代理人による入札は出来ません。

　　　入札書に記載する金額の頭に「￥」を必ずつけ、税抜きの金額を記載すること。

　　　くじ番号の欄にくじを行う際使用する３桁の数字を記入すること。記入がない箇所については

　　　「０」が記載されたものとみなします。

　（２）郵便入札用封筒

　　入札書は封筒に入れ、郵送により提出すること。

　　①　中封筒に作成した入札書を入れ、糊付けし、表面に案件の名称、を記載し、「入札書在中」と

朱書きすること。裏面に入札者の所在地、商号又は名称を記載し、届出済の使用印を封筒の

つなぎ目部分に割印として押印すること。

②　外封筒に中封筒を入れ糊付けし、指定の宛先、案件の名称、差出人の所在地等を記載し、「入札書類在中」と朱書きし一般書留又は簡易書留にて期間内に届くよう郵送すること。

※　差出控えは、開札が終わるまで大切に保管すること。

　　※　郵送した入札書は書換え、引換え又は撤回することはできません。入札書が２通届いた場合は両方の入札書が無効になります。

２．入札の辞退

　事情により入札を辞退される場合は、入札書を郵送せず、入札辞退届を別途提出すること。

３．開札の立会

　感染症拡大防止の観点から開札については、入札参加者に代わり、当該入札事務に関係のない職員が立会いを行い執行します。

４．入札の結果について

　入札を執行し、落札者が決定した場合は入札参加者全員にEメール等にて結果の通知を行います。

金額が合わず落札者が決定しなかった場合、再度入札を行う場合についても期限等を再度通知した上で郵送入札にて入札を行います。